○外務省告示第四百六十二号

平成二十一年八月十三日にアクラで、基礎教育機会改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

平成二十一年九月一日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　基礎教育機会改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億五百万円

3　署名者

日本側　片上慶一在ガーナ大使

ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

○外務省告示第四百六十三号

平成二十一年八月十五日にサヌアで、イエメン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がイエメン共和国政府との間に行われた。

平成二十一年九月一日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　イエメンの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十億円

3　署名者

日本側　敏薩正一在イエメン大使

イエメン側　アブー・バクル・アブドッラー・アル＝カルビー外務大臣

○外務省告示第四百六十四号

平成二十一年八月十五日にサヌアで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がイエメン共和国政府との間に行われた。

平成二十一年九月一日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　敏薩正一在イエメン大使

イエメン側　アブー・バクル・アブドッラー・アル＝カルビー外務大臣

○文部科学省告示第百六十号

平成二十二年度科学研究費補助金（特定奨励費）における事業計画調書の提出期限等を次のように告示する。

平成二十一年九月一日

文部科学大臣　塩谷　立

一　対象

学術研究諸団体（科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）第二条第一項第四号に定めるもののうち、一般社団法人又は一般財団法人）が行う事業のうち、次に掲げるもの

㈠　学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業

㈡　長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

二　事業計画調書の提出期限

平成二十一年十一月十日（火）

三　問い合わせ先及び事業計画調書の提出先

文部科学省研究振興局学術研究助成課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、郵便番号一〇〇―八九五九）

電話番号　〇三―五二五三―四一一一（代表）

○厚生労働省告示第四百八号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成二十一年度における共同募金の実施期間を、広島県以外の都道府県にあっては平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日まで、広島県にあっては平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月一日

厚生労働大臣　舛添　要一

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市春日町多利字東山三一六五、三一六六の二、三一六七から三一七〇まで、三一七二の一、三一七二の二、三一七三から三一八四まで、三一八六、三一八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山三一六八・三一八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町袴狭字梨本一一八の二、一二〇、一二〇の一、一二一、一二二、字土取場一〇一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梨本一二〇、一一八の二・一二〇の一・一二一・字土取場一〇一三の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町畑山字小林二四、二四の一から二四の四まで、二五、二五の二から二五の一一まで、二六、二八六（次の図に示す部分に限る。）、字高本四四の九から四四の一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小林二五・二五の六・二五の八・二五の九・二六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二五の四、二五の五、二五の一〇、二八六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）